



高齢者虐待防止法 施行

◇◇高齢者虐待防止法の施行

高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が2006年4月1日から施行されました。この法律に関する詳細は，本誌2006年1月号に掲載されておりますので，そちらをご参照下さい。

同法のポイントは，

- (1) 発見者に通報義務を課したこと
 - (2) 国や市町村に防止や支援の努力義務を課したこと
 - (3) 市町村に住居内への立入調査権を認めたこと
 - (4) 立入調査の妨害行為に罰金を科したこと
- です。

◇◇地域包括支援センターについて

高齢者虐待防止法では，市町村が虐待の通報を受けたり，高齢者や養護者に対して助言指導をしたり，虐待防止に必要な措置をとることになっています。その業務を担うことになっている機関のひとつが，各自治体に設置される地域包括支援センターです。この地域包括支援センターは，介護保険法の改正により，同じく2006年4月1日に設置されている機関であり，高齢者虐待その他の権利擁護事業のほか，介護予防ケアマネジメントや高齢者に関する総合相談・支援など，介護保険にまつわる業務も担っています。

◇◇施行後の状況

このように2006年4月から各自治体が高齢者虐待に取り組むことになりましたが，高齢者虐待防止法が成立したのが昨年11月1日であったこと，厚生労働省や

東京都の対応マニュアルができたのも施行直前だったこと等から，ほとんどの自治体では高齢者虐待に対応できる体制作りが遅れているようです。高齢者虐待事案は，自治体だけでは解決できないことも少なくないので，弁護士会・弁護士との連携が不可欠となっておりますが，自治体と弁護士会との連携体制もこれから検討していかなければなりません。

◇◇シンポジウムの開催

そこで，東京都内の地域包括支援センターとの連携を深めるため，東京三弁護士会は，下記の要領でシンポジウムを開催することになりました。

日 時：7月29日（土）

午後1時30分～5時（開場は午後1時）

場 所：弁護士会館クレオ

テーマ：「高齢者の権利擁護における連携の模索」

東京都の方等から地域包括支援センターの実情について報告していただいたうえで，今後の弁護士とセンターとの連携をどのようにするべきかを一緒に考えることになっております。

高齢者虐待に関心のある方はもちろん，高齢者の財産管理や成年後見をされている方も，今後は地域包括支援センターとの連携が必要になってきますので，是非ご参加下さい。

■問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
副委員長 大竹 夏夫）